

後期高齢者医療制度に怒る道民の会

ニュース No.38

2009年
8月 7日

事務局：北海道社保協
電話011-758-2648 FAX011-758-4666

09年度の不服審査請求31人分を提出！

本日午前、09年度分の「不服審査請求」を道後期高齢者医療審査会（道庁）に提出しました。

提出したのは、札幌市・苫小牧市・旭川市・名寄市・室蘭市・当別町・遠軽町に在住する31名分です。（提出後に、釧路市から2名分が届きましたので、追加提出します）

提出には、請求人の太田垣信夫さん（南区・75歳）、松井一男さん（西区・75歳）と怒る会渡部代表、北区社保協戸田代表など7人の代理人が参加し、それぞれ審査請求書を手渡ししました。

太田垣さんは、「7月に誕生日を迎え後期高齢者医療制度になった。保険証は届いたが、保険料の通知が届かないので保険料がいくらになるのか、支払い方法も判らない。年齢で区切る制度は廃止しかない」と訴えていました。

4社のマスコミが取材に来ており、提出後に、08年度分の裁決に対する見解の発表を行い、インタビューに応じました。



08年度に提出した808名の不服審査請求 審査会で、全員が「棄却」「却下」の裁決になる

昨年5月から8月にかけて808名が不服審査請求をおこないましたが、昨日、第3次提出分の裁決書が届きました。

道社保協に届いたのは甲斐副会長が代理人の139名分、北区社保協の戸田代理人13名分、苫小牧社保協の畠山・浅間代理人30名分を合わせると182名分です。

裁決結果は、第1次、第2次提出分と同様、「本件審査請求を棄却する」というものでした。

これで、私たちが提出した808名すべてが棄却もしくは却下となりました。審査請求を行った当事者一人一人の切実な声が聞き入れられなかったことは不満であり、怒りを禁じ得ません。

第三次分を提出したのは昨年の8月8日で、裁決が出るまでに丸1年が経っています。請求人の中には、すでに亡くなった方もいます。

制度の開始前も開始後も、高齢者はもちろん多くの国民が怒りの声を上げました。政府与党は、繰り返し見直しを行い、今もなお見直しを口にしていきます。しかし、いくら見直しを行っても、制度の根幹を変えなければ制度の矛盾は解決しません。

今度の選挙で後期高齢者医療制度の廃止を実現しましょう。

《怒る会で「声明」を発表しました》

【声明】

後期高齢者医療制度に係る不服審査請求 808名の審査会裁決「棄却」「却下」に抗議する

私たち「後期高齢者医療制度に怒る道民の会」は、「後期高齢者医療制度は、いのちを年齢で差別する高齢者差別法」であり、「憲法に違反する」として、北海道後期高齢者医療審査会（以下、審査会）に、昨年5月から8月にかけて808名が不服審査請求をおこないました。

昨日6日に、昨年8月に提出していた第3次提出分の裁決書が届きました。裁決結果は、第1次、第2次提出分と同様、「本件審査請求を棄却する」というものでした。これで、私たちが提出した808名すべてが棄却もしくは却下となりました。審査請求を行った当事者一人一人の切実な声が聞き入れられなかったことは不満であり、怒りを禁じ得ません。

今回の裁決は、昨年8月に提出したもので、裁決が出るまでにちょうど1年が経過しました。当事者の中には裁決を見ずして亡くなった方もいます。請求人はすべて75歳以上であり、審査に1年を要するのは異常です。このことについても審査会に対して強く抗議をします。

「我々に死ねと云うのか」「抛す山の制度だ」など制度の開始前も開始後も、高齢者はもちろん多くの国民が怒りの声を上げました。政府与党は、繰り返し見直しを行い、今もなお見直しを口にしていきます。しかし、いくら見直しを行っても、制度の根幹を変えなければ制度の矛盾は解決しません。

国会では参議院で後期高齢者医療制度廃止法案が可決されています。私たちは、制度の廃止以外に解決の道はないと考えています。

そのために、私たちは制度が続く限り「不服審査請求」を続ける覚悟であり、本日、2009年度の不服審査請求を審査会に対して提出致しました。

私たちは、どんな理由であれ、医療という人間の命に関わる問題で、高齢者を差別する制度は一瞬もつづけさせるわけにはいきません。私たちは、ひきつづき制度の不当性・違法性を主張し、「廃止」を実現するために全力をあげます。

道民のみならず、これまで以上にご支援をいただくとともに、「後期高齢者医療制度」の廃止に向かってともに力を尽くすではありませんか。

2009年8月7日

後期高齢者医療制度に怒る道民の会（代表 渡部 務）

連絡先：北海道社会保険推進協議会、札幌市北区14西3-3 TEL011-758-2648 FAX011-758-4666